

◆ 成年後見制度の利用

どんな制度？

家庭裁判所から選ばれた親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などの援助者が、判断能力が十分でない人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

こんなときに役立ちます

・親が認知症になり、自分で銀行に行ってお金を引き出せなくなったり、訪問販売など悪徳商法の被害に合わないか心配…



・知的障がいのある子どもは将来、親が亡くなった後に誰が財産管理や福祉サービスの手続きしてくれるのか…



制度を知ってみよう！

< 成年後見制度研修会 >

📅 10/14 (火) 13:30 ~ 📍 あいあいプラザ

📞 長寿健康課 ☎ 22-8181

成年後見制度に関する内容を事例を使いながら分かりやすく説明します。お気軽にご参加ください。



< 出前講座 >

担当職員が講師として皆さんの地域へ出向いて成年後見制度のお話をします。老人会や婦人会、家族会などで、お気軽にご利用ください。

📞 長寿健康課 ☎ 22-8181

専門職員が相談に応じます

< 高齢者 >

① 敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
(担当地域 北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発)
☎ 22 - 7272

② 敦賀市地域包括支援センター「なごみ」
(担当地域 栗野) ☎ 21 - 7530

③ 基幹型 敦賀市地域包括支援センター「長寿」
(必要時に上記センターと連携、協働して支援) ☎ 22 - 8181

< 障がい者 >

① 敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」 ☎ 22 - 8811

② 敦賀市障害者地域生活支援センター こだま ☎ 20 - 4565

③ 地域活動支援センター はあとぽーとさくらヶ丘 ☎ 24 - 4848

④ 敦賀市障がい福祉課 (敦賀市障がい者虐待防止センター) ☎ 22 - 8176

※障がい者虐待の通報・相談は④

～みんなで考えよう～

高齢者と障がい者の権利擁護

権利擁護とは

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいなどの理由で判断能力が十分でない人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることをいいます。権利擁護の主な取り組みについては次のとおりです。

地域連携ネットワークづくり

敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会の様子

敦賀市では、地域において権利擁護支援を必要としている人を適切に必要な支援につなげ、尊厳のある本人らしい生活が継続できるよう、関係機関や関係団体との連携強化に努めています。



権利擁護の主な取り組み

◆ 高齢者虐待・障がい者虐待の防止

これらの行為は「虐待」になります

ネグレクト
(介護や世話の放棄)



食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をしない など

経済的虐待



預貯金を勝手に使う、必要な金銭を渡さない など

身体的虐待



叩く、つねる など
(注) ベッドやイスに縛りつけたり、ミトンの手袋を付ける、部屋に鍵をかけて外に出られないようにする行為も虐待になる場合があります。

心理的虐待



侮辱する、怒鳴る、無視する など

性的虐待



無理やりわいせつ行為をする、衣服を着せない など

地域住民の見守りが高齢者と障がい者を救います！

虐待を早期に発見し、対応することで虐待の深刻化を防ぐことができます。

「虐待されているのではないか」「家族が介護に疲れているようで心配だ」など少しでも気になることがあれば、専門機関 (p3 参照) へご相談ください。

普段から温かい見守りの目をお願いします。

※相談者の個人情報や相談内容は厳守されます。